

## ぎふ地産地消推進の店募集要領

### 1 目的

本事業では、地場産品を積極的に販売・活用する町内の店舗等をぎふ地産地消推進の店（以下、推進の店という。）として認定し、こうした取り組みを通して地場産品の生産及び消費拡大につなげ、農商工連携、6次産業化等による農業の振興を図ることを目的としています。

### 2 対象となる店舗等

- 小売店 町内で営業するスーパーマーケット、八百屋、魚屋及び直売所等。ただし、直売所については、原則として有人販売を行い、年間12日以上営業するもの。
- 飲食店 町内で営業するレストラン、割烹、居酒屋等
- 宿泊施設 町内で営業するホテル、旅館等
- 食品加工所 町内に事業所がある食品加工所等

### 3 地場産品の範囲について

農産物	穀物、野菜、果物その他の農産物で、岐阜市、山県市、本巣市、北方町（以下「ぎふ地域」という。）及びその近接市町（羽島市、各務原市、瑞穂市、関市、岐南町、笠松町）で生産、収穫されたもの、またはぎふ地域在住農業者が本地域外で生産、収穫したもの。
水産物	長良川水系または、ぎふ地域内で水揚げされた魚介類。
畜産物	畜産物で、ぎふ地域及びその近接市町（羽島市、各務原市、瑞穂市、関市、岐南町、笠松町）で飼育されたもの、またはぎふ地域在住農業者が本地域外で飼育したもの。
加工品	上記に掲げる農産物等を主たる原材料として使用している加工食品、または原材料として使用している加工食品。

### 4 ぎふ地産地消推進の店認定基準

別表共通事項に定める必須項目に全て該当し、認定を受けようとする業態ごとに定められた必須項目に該当していること。

### 5 申請方法

認定申請書と店舗の種類ごとに定める認定申請明細書を、北方町役場都市環境課までご提出ください。

認定申請書等は町のホームページからダウンロードできます。

### 6 申請受付期間

毎年、5月1日から5月31日及び11月1日から11月30日までの間と

します。

## 7 認定期間

認定された年度から起算して原則 3か年度とし、認定の辞退が無い限り自動的に更新されます。

## 8 認定に際して

(1) 北方町は以下の取り組みを行います。

- ① 町のホームページ・広報等でPRします。
- ② 認定証及びPR資材（ステッカー・のぼり等）を交付します。
- ③ 推進の店に対して毎年度末にアンケート調査を行いますので、ご協力願います。
- ④ 必要に応じて推進の店に対して現地調査を行う場合がありますので、ご理解願います。
- ⑤ ぎふ地産地消推進の店認定実施要綱第 11 条（以下、要綱という。）の規定により推進の店が認定基準に該当しなくなった場合などには、認定を取り消す場合があります。

(2) 推進の店は以下の取組みを行います。

- ① 推進の店は、店内のよく見える場所に認定証を掲示し、ステッカーやのぼり等の資材を活用して、広く地産地消に関する取組みのPR活動を行い、積極的に地場製品の導入を図ってください。
- ② ぎふ地産地消推進の店の愛称及びシンボルマークを看板等に使用することができます。
- ③ 推進の店は辞退届の提出により、いつでも認定を取り消すことができます。

## 9 問合せ先

北方町役場 都市環境課

本巣郡北方町北方 1323 番地の 5

電話 058-323-1114

FAX 058-323-2963

## 別表

共通事項	必須項目	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 要綱に定める趣旨に賛同し、積極的に地場産品を活用し、PRしていく意思があること。</li> <li>2 岐阜市、山県市、本巣市、北方町が実施する地産地消関連事業に積極的に協力すること。(関連事業例：キャンペーンイベント、チラシ、パンフレット等の設置、各種調査等)</li> <li>3 岐阜市、山県市、本巣市、北方町のホームページ及び広報紙により、推進の店として紹介されることに承諾すること。</li> <li>4 食品衛生法等関係法令を遵守していること。</li> <li>5 岐阜市、山県市、本巣市、北方町が行う事務事業からの暴力団排除に関する合意書（岐阜市と岐阜中警察署長、岐阜南警察署長、岐阜北警察署長及び岐阜羽島警察署長との間で締結された平成22年10月22日付けの合意書をいう。）第4条に定める排除措置の対象者でないこと。</li> <li>6 飲食店及び宿泊施設については、食材として使用している地場産品を常にメニュー表、掲示板等で分かり易く表示していること。</li> </ol>
小売店	2項目以上必須	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 年間を通して地場産品を取り扱い、地場産品である旨を表示し、販売すること。(概ね年間8か月以上)</li> <li>2 他の商品とは別に地場産品の売り場を設置し、地場産品である旨を消費者に分かり易く表示し販売すること。</li> <li>3 地場産品の販売を継続的に増やしていくよう努めること。</li> </ol>
直売所	2項目以上必須	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 地場産品を年間12日以上販売すること。</li> <li>2 地場産品であることを分かり易く表示し販売すること。</li> <li>3 ぎふ地域内産の農産物等が量的又は金額的に5割以上であること。</li> <li>4 地場産品が量的又は金額的に8割以上であること。</li> </ol>
飲食店 宿泊施設	2項目以上必須	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 年間を通して、常時1品目以上、地場産品を使用した料理等を提供すること。</li> <li>2 年間を通して、地場産品を主たる食材に使用する料理等を提供すること。</li> <li>3 ぎふ地域産米の使用に積極的に努めること。</li> <li>4 地場産品を使用するメニューを増やしていく意欲があること。</li> </ol>
食品加工所	2項目以上必須	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 地場産品を主たる原材料として使用した商品を1品目以上製造していること。(製造期間の半期以上地場産品を使用すること。)</li> <li>2 地場産品の原材料を使用していることを原材料表示、ラベル等により消費者に分かり易く表示しPRしていること。</li> <li>3 地場産品を原材料とした商品等を増やしていこうとする意欲があること。</li> </ol>